

# 事業者向け温室効果ガス排出量見える化支援事業業務委託 企画提案公募公告 募集要項

次のとおり企画提案を募集します。

令和6年4月26日

山梨県知事 長崎 幸太郎

## 1 業務の目的

2023年3月、本県では「山梨県地球温暖化対策実行計画」を改定し、2050年カーボンニュートラル達成するため、2030年度の温室効果ガス排出量削減目標を、基準年度(2013年度)比で50%削減すると位置づけたところであり、当該目標の達成のためには、県内企業の脱炭素化に向けた取組(以下「脱炭素経営」という)の一層の推進が必要不可欠である。

一方で、特に中小企業においては、脱炭素経営が自社の経営に何らかの影響があると感じつつも、様々なリソースが不足していることから、具体的な方策の検討・実施を行うまでには至っていない企業が多い状況にある。しかし、脱炭素経営に取り組む企業が少ないことは、県内の温室効果ガス排出量が削減されないことに加えて、本県の地域経済にとってもマイナスの影響を与える可能性が高いことが想定される。

本事業を通じて、県内中小企業に気軽に脱炭素経営に取り組み始めることができるCO<sub>2</sub>排出量可視化サービスを一定期間トライアルとして導入してもらい、エネルギー消費量や温室効果ガス排出量等の見える化を行うとともに、温室効果ガス排出量削減計画(以下「削減計画」という)の策定に必要な取組の提案までを実施する。さらに、提案を受けた企業において、当該内容を基に削減計画を作成するとともに、当該年度以降に実際の計画内容に基づいた取組について実行するよう努めることとする。

最終的に、当該事業において構築した脱炭素経営の取組モデルや、実際に脱炭素経営に取り組んだことによるメリット(今後想定される内容も含む)について、実際の企業の具体例を交えながらPRを図っていくことにより、多くの県内中小企業に脱炭素経営に取り組んでもらうためのきっかけ作りを行う。

## 2 業務の内容

### (1) 委託業務名称

事業者向け温室効果ガス排出量見える化支援事業業務委託

### (2) 委託内容

別紙「事業者向け温室効果ガス排出量見える化支援事業業務委託 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(採用された企画提案に基づき、業務内容は適宜調整する。)

### (3) 委託料上限額

金5,657,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。

#### (4) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月7日（金）まで

#### (5) 事業者の公募方法

公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

受託を希望する事業者は、企画提案応募資格確認申請書、企画提案書等を提出期限までに提出すること。

提案内容を審査の上、最優秀提案事業者（評価結果が最上位の事業者）を委託契約候補者として選定する。

### 3 スケジュール（予定）

(1) 募集開始	令和6年4月26日（金）
(2) 企画提案応募資格確認申請書提出期限	令和6年5月16日（木） 正午
(3) 質問受付期限	令和6年5月16日（木） 正午
(4) 質問回答	令和6年5月17日（金）
(5) 企画提案書提出期限	令和6年5月28日（火） 午後5時
(6) 審査委員会（プレゼンテーション審査）	令和6年6月 3日（月） 午後※
(7) 審査結果通知	令和6年6月 5日（水）

※ プレゼンテーションの実施日時等については、審査委員の予定等により変更する可能性がある。

### 4 参加資格の確認について

企画提案への参加を希望する者は、「(2) 応募資格確認申請書及び添付書類」に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

#### (1) 参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- ④ 公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」及び「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- ⑤ 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること
- ⑥ 2019年度以降、国、地方公共団体、その他民間企業からの同種の又は類似の業務（企業の脱炭素経営の推進に向けた業務等）を受託した実績を有する者であること。

## (2) 応募資格確認申請書及び添付書類

- ① 応募資格確認申請書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 法人又は団体の概要（パンフレット等）
- ④ 過去5年間の同種又は類似業務の実績（様式3）

※ ただし、山梨県物品等入札資格者名簿に登載されている場合は、競争入札参加資格通知書（写）を添付することにより、上記添付書類②の提出は不要とする。

## (3) 応募資格確認申請書の提出期限

提出期限は、「3スケジュール」に記載のとおり。

持参での提出の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日を除く日とする。（以下同じ。）

## (4) 応募資格確認申請書の提出先

環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課 企画・地球温暖化対策担当  
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館8階  
電話番号 055-223-1506（直通）

メール kankyo-ene@pref.yamanashi.lg.jp

## (5) 応募資格確認申請書の提出方法

電子メール、郵送又は持参による（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

## (6) 参加表明後の辞退

企画提案書類の提出を辞退する場合は、「企画提案辞退届」（様式任意）によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはない。

## 5 質問の受付

### (1) 受付方法

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（様式4）に記載の上、電子メールにて以下の提出先まで送信すること。

### (2) 提出先

環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課 企画・地球温暖化対策担当  
メール：kankyo-ene@pref.yamanashi.lg.jp

### (3) 受付期間

令和6年5月16日（木）正午まで

### (4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年5月17日（金）までに、企画提案応募資格確認申請者全てに対し、原則電子メールで行う。

また、電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

## 6 企画提案書の提出について

### (1) 提出書類及び提出部数

企画提案書類は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

① 企画提案書（様式なし）【5部】

- ・ A4版両面印刷、縦型、横書き、左綴じ（A3版折込可）、24P以内
- ・ 日本語表記で11ポイント以上を目安とする
- ・ 仕様書及び評価の基準を踏まえ以下の事項については必ず記載すること

項目	内容	
経営状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社概要等</li> <li>・ 過去の類似事業の実績とノウハウの活用</li> </ul>	
業務推進体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロジェクトチームの編成、人員等の体制</li> <li>・ 企業にアプローチするためのネットワークの状況</li> </ul>	
企画全体設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「1業務の目的」の趣旨を十分に踏まえた本事業の全体像、スケジュール案、コンセプト、税込合計見積額（個別の積算額については見積書で確認するため、積算単価についても明示すること。）</li> <li>・ 下記の事業をどのように展開し、最終的に参加企業の脱炭素化に向けた取組にどのようにつなげていくのか記載すること</li> </ul>	
業務 詳細	(1) 温室効果ガス排出状況の可視化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「1業務の目的」の趣旨を十分に踏まえた実施内容を検討すること</li> <li>・ 本事業において活用を予定している「CO2排出量管理システム」と、他のシステムと比較した場合の当該システムの特徴（中小企業への導入実績やサービスの差異等）等について記載すること</li> </ul>
	(2) 温室効果ガス排出量の削減に向けた提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「1業務の目的」の趣旨を十分に踏まえた実施内容を検討すること</li> <li>・ また、具体的に予定している提案内容や事業者への提案方法、当該事業の成果を通じて事業者に作成を促す予定の「温室効果ガス排出量削減計画」のイメージについても記載すること</li> </ul>
	(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該事業の目的等を踏まえて、追加で実施できることがあれば記載すること。</li> </ul>

② 見積書【1部】

- ・ 税抜価格、消費税及び地方消費税、積算内訳を記載すること。様式は任意とするが、可能な限り各事業毎の金額が把握できる形とすること
- ・ 見積額は予算上限額の範囲内とすること。

③ 法人の概要書【5部】

- ・ 様式は任意とし、既存のものやパンフレットでも可とする。

④ 直近2年分の損益計算書・貸借対照表の写し【5部】

(2) 提出方法

電子メール、郵送又は持参による（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 提出期限

令和6年5月28日（火）午後5時まで

- ※ 電子メールでの提出の場合は、電子メールでの到達が提出期限までであれば可とする。また、電子メールで提出する場合にも、各資料について、上記で示した部数を印刷の上、令和6年5月30日（木）中までを目処に到達するよう郵送すること。

(4) 提出先

環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課 企画・地球温暖化対策担当  
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館8階  
電話番号 055-223-1506（直通）

## 7 企画提案のプレゼンテーション審査の実施について

### (1) 実施方法

Microsoft Teams によるオンライン

### (2) 実施日時

令和6年6月3日（月）午後（入室時間は、個別に通知する。また、プレゼンテーションの実施日時等については、審査委員の予定等により変更する可能性がある。）

### (3) 持ち時間

1者25分（うち説明15分以内、質疑10分を目安とする）

### (4) 選考方法

プレゼンテーションでは、提出した企画提案書に沿って説明を行うこととし、当日の追加資料は認めない。（質疑への応答に当たって資料が必要な場合を除く。）

## 8 審査方法・基準

### (1) 審査方法

審査は、本県職員等から構成される企画提案審査委員会が行う。

### (2) 審査基準

企画提案の評価項目と各項目に対する評点は、企画提案評価基準表のとおりとし、評価の得点が最も高い者を契約締結候補者として選定する。

### (3) 留意事項

総得点が1位であっても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、契約締結候補者に選定しないことがある。

また、提案に関して談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合には、その者の提案は無効とする。

## 9 審査結果の通知

審査結果について、企画提案書類・見積書の提出があった者全員に審査結果をメール及び書面で通知する。

## 10 契約の締結等

### (1) 契約の方法

上記8により選定された提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案所の内容は、協議の上、変更する場合もある。）

ものとし、予算の範囲内で随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わず契約の見込みがない場合は、時点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。

### (2) 契約の方法

審査第1位の候補者と協議を行い、予算の範囲内で随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。

### (3) 契約保証金

山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### (4) その他

企画提案の内容について、委託契約締結後、金額の範囲内で変更する場合がある。

#### 11 その他

- ・ 企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。
- ・ 契約を締結するまでの間、「4 参加資格の確認について」で示した参加資格を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- ・ 提出された書類は返却しない。

#### 12 問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館8階  
環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課 企画・地球温暖化対策担当  
電話番号 055-223-1506 (直通)  
メール kankyo-ene@pref.yamanashi.lg.jp